

気体に関する環境保全のための主な制度

	大気汚染防止法	フロン回収・破壊法	家電リサイクル法 自動車リサイクル法	廃棄物処理法
対象となる 気体	工場及び事業場における事業活動に伴って大気中に排出されるSO _x (硫黄酸化物)、NO _x (窒素酸化物)、カドミニウム、塩素、フッ素等の有害物質	自動車のカーエアコン及び業務用エアコン・業務用冷凍冷蔵機器に冷媒として使用されているフロン類(CFC、HCFC、HFC)	家庭用エアコン及び自動車のカーエアコンに冷媒として使用されているフロン類(CFC、HCFC、HFC)	廃棄物焼却施設から排出される一酸化炭素・ダイオキシン等 家庭用エアコン・家庭用冷蔵庫に含まれるフロン類(CFC、HCFC、HFC)
主な措置	・排出基準・総量規制基準を定め、それらの基準を超える量の排出を禁止	・使用者による処理費用の負担回収業者による回収、破壊業者による破壊等を義務付け	・家電リサイクル法においては、小売店による廃冷蔵庫・エアコン等の回収、製造業者による再商品化及びフロン類の回収・破壊等を義務付け ・自動車リサイクル法においては、引取業者による自動車の引き取り、フロン回収業者によるカーエアコンからのフロン類の回収、自動車の製造業者によるシュレッダーダストの再資源化及びフロン類の破壊等を義務付け	・維持管理基準において、排ガス中の濃度が一定以下になるように焼却することを義務付け ・フロン類については発散しないように回収することを義務付け
備考		カーエアコンについては、本年10月1日から施行され、自動車リサイクル法の施行後は同法の仕組みによる回収・破壊に移行	自動車リサイクル法は平成16年1月までの政令で定める日から施行	